

令和 5 年度

千葉市環境審議会

第 2 回環境保全推進計画部会

議事録

令和 6 年 3 月 1 1 日（月）

千葉市環境局環境保全部環境総務課

令和５年度第２回千葉市環境審議会環境保全推進計画部会

日 時 令和６年３月１１日（月）

１３時３０分～１４時００分

場 所 千葉市役所高層棟２階ＸＬ２０３会議室

次 第

１ 開 会

２ 議 題

千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について（諮問・答申）

３ 閉 会

配付資料

- | | |
|---------|------------------------|
| 資料１ | 千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について |
| 資料２ | 諮問書（写し） |
| 参考資料１－１ | 環境保全条例及び環境保全条例施行規則 抜粋 |
| 参考資料１－２ | 水質汚濁防止法 抜粋 |
| 参考資料１－３ | 六価クロム化合物について |

【布川環境総務課長補佐】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第2回千葉市環境審議会環境保全推進計画部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日進行を務めさせていただきます環境総務課の布川と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様へ一点、ご報告がございます。

小林悦子委員から環境審議会委員辞任の申し出があり、これを受理いたしましたので、皆様にもご報告いたします。このため当部会所属の委員は現在12人となっております。

本日の会議につきましては、千葉市環境審議会運営要綱の規定により、委員の半数以上の出席が必要でございます。

本日は委員総数12人のうち、3人がオンラインにより、5人が来場により出席していただいております、合計8人であり、半数以上となることから、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、安立委員、下野委員、柳原委員、唐委員につきましては、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、会議資料につきましては、次第に記載のとおりでございます。

なお、資料につきましては、3月7日にメールで配付させていただいたところです。

また、画面による共有は、必要最低限に限らせて頂きますので、オンラインによるご参加の方は、メール添付文書をすぐ確認できる状態にさせていただくよう、あらかじめご用意をお願いいたします。

…よろしいでしょうか。

次に、オンラインでご出席の委員の皆様の留意事項についてお伝えします。

ご発言時以外は、必ず音声はミュート(無音)状態にいただき、発言時はミュートを解除してお名前をおっしゃっていただくからの発言をお願いいたします。

最後に、本日の会議ですが、千葉市情報公開条例の規定により、公開することが原則となっております。

また、議事録につきましても、公開することになっておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

ここからの議事の進行につきましては、桑波田部会長をお願いいたします。

【桑波田部会長】

皆様、こんにちは。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に移らせていただきます。

本日の議題である「千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について」ですが、事務局からご説明お願いいたします。

【木村環境規制課長補佐】

はじめに千葉市長より、この部会でご審議いただきたい「千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について」諮問させていただきたいと思います。

岡本会長、並びに川並環境保全部長、前へお願いいたします。

【川並環境保全部長】

それでは、諮問させていただきます。

千葉市環境審議会

会長 岡本 眞一様

千葉市長 神谷 俊一

千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について
諮問いたします。

【岡本会長】

只今確かに、諮問を頂戴いたしました。

よろしくお願いいたします。

【桑波田部会長】

ありがとうございました。

それでは諮問をいただきましたので、審議に入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

【木村環境規制課長補佐】

それでは、千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について説明させていただきます。
お手元の「資料1」をご覧ください。

「1 概要」でございますが、千葉市環境保全条例（以下「条例」といいます。）に基づく排水基準は、水質汚濁防止法（以下「法」といいます。）に基づく排出規制と同等の効果を得るため、法の排水基準を準用しています。

この度、法第3条第1項に基づく排水基準を定める省令が改正されたことから法の基準に合わせて千葉市環境保全条例施行規則（以下「規則」といいます。）を改正するものです。

「2 規則の改正案」についてですが、ここに、お示ししておりますように、規則の別

表第4に排水基準が定められておりますが、この六価クロム化合物に係る許容限度について、「1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム」を「1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム」に改めます。

施行日は、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の施行日に合わせ、令和6年4月1日といたします。

続きまして、「3 対象施設及び排水基準」についてですが、

(1) 条例の対象施設は、法の適用対象とならない施設のうち、汚濁負荷の大きい施設を市独自の特定施設として規定しております。

ここで「参考資料1-1」をご覧くださいなのですが、中段にお示ししておりますように、規則の別表第3に特定施設が規定されております。現在届出が出ている事業場の中で、今回の六価クロム化合物を排出する恐れのある事業所は「2 ばい煙又は粉じんの湿式処理施設」の1事業所のみになります。但し、本事業場は、公共下水道への放流で公共用水域への排出はありません。排水基準は公共用水域への排水口にかかるため、今回の改正による本事業場への影響はありません。

条例で規定する排水基準は、特定施設を設置する工場・事業場からの排水を対象に設定しており、法と同等の効果を得るため法に基づく排水基準を準用しております。ご覧いただいたように 規則の別表第4に定められております。

ここで、資料1に戻っていただきまして、「4 法等の改正」についてですが、

令和6年1月に「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、六価クロム化合物に係る排水基準が0.5mg/Lから0.2mg/Lに改正されました。施行日は令和6年4月1日になります。

今回の規則の改正は、令和6年1月の法施行規則改正に伴うものでございます。

規則の一部改正についての説明は以上になります。

なお、「5 その他」において、環境保全条例の概要を説明させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

また、「参考資料1-1」に、「条例及び規則の抜粋」、「参考資料1-2」に、「水質汚濁防止法の抜粋」を添付しております。

法及び条例の構成を見ますと、法においては、特定施設が規定され、それを設置する工場・事業場の排水に排水基準が定められております。また、条例においても、法と同様に、市独自の特定施設を規定し、それを設置する工場・事業場の排水に排水基準を定めており、同じ構成となっております。

最後に、「参考資料1-3」に、六価クロム化合物の特性と人への健康影響についてまとめさせていただきました。

健康影響として、十二指腸の障害や貧血等があるとされています。また、国際がん研究機関の発がん性分類では「人に対する発がん性がある」とされるグループ1に分類されています。

説明は以上になります。

なお、本議題については、本日、答申をいただきたく、予め事務局にて答申（案）を作成しておりますので、配付させていただきます。併せて、ご審議よろしくをお願いいたします。

【桑波田部会長】

ご説明ありがとうございました。

議題について事務局より説明及び答申（案）が示されましたが、これをご覧いただき、何か質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。オンラインで参加の委員の方もご意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、会場の方でいかがでしょうか。

法の改正により、基準がより厳しくなるものと認識しています。国が定めたことを千葉市としても遵守しながら対応していきたいと思います。皆様賛成されるということで、この改正については事務局から示された答申（案）のとおり、ご了承いただくということでよろしいでしょうか。

それでは、以上をもって、当部会としての答申の内容が決定しました。これに基づく市長への答申を、環境審議会の岡本会長からお願いしたいと存じます。岡本会長、よろしくお願いいたします。

【岡本会長】

承知しました。それでは千葉市長宛てに答申をいたします。

令和6年3月11日

千葉市長 神谷 俊一様

千葉市環境審議会会長 岡本 眞一

千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について（答申）

令和6年3月11日付け5千環環規第1811号で諮問のありました下記事項について、原案のとおりとすることが適当であると認めます。
よろしくお願いいたします。

【川並環境保全部長】

千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について答申をいただきまして、ありがとうございました。

【布川環境総務課長補佐】

答申に関して、事務局から補足説明をさせていただきます。

ただいまいただいた答申書について、会場においでの委員には写しをお配りさせていただきます。オンライン参加の委員の方には、後日郵送させていただきます。

【桑波田部会長】

はい。ありがとうございました。

それでは、本日の議事は全て終わりました。

事務局に進行をお返ししますので、連絡事項などがあればお願いします。

【布川環境総務課長補佐】

桑波田部会長ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、会議の冒頭でお知らせしましたとおり、公開することとなっております。

事務局にて案を作成後、委員の皆様を確認いただきまして確定し、市ホームページで公表いたします。

それでは以上を持ちまして、令和5年度第2回千葉市環境審議会環境保全推進計画部会を終了いたします。委員の皆様ご協力ありがとうございました。

13時46分 閉会